

令和 5 年 第 4 回 長 久 手 市 議 会 定 例 会
議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	所 管
議案第 5 1 号	令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 7 号）	総務部
議案第 5 2 号	令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 8 号）	総務部
議案第 5 3 号	令和 5 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	福祉部
議案第 5 4 号	令和 5 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	福祉部
議案第 5 5 号	長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について	福祉部
議案第 5 6 号	財産の買入れについて	くらし文化部
議案第 5 7 号	リニモテラス公益施設及び長久手中央 2 号公園の指定管理者の指定について	くらし文化部
議案第 5 8 号	尾張東部衛生組合格約の一部を変更する規約について	くらし文化部
議案第 5 9 号	市が洞保育園及び市が洞児童館の指定管理者の指定について	子ども部
議案第 6 0 号	長久手市都市公園の指定管理者の指定について	建設部

令和5年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和5年11月30日～12月21日 22日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	11月30日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	12月1日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	12月2日	土		休 会
第4日	12月3日	日		休 会
第5日	12月4日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	12月5日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	12月6日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	12月7日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	12月8日	金		予 備 日
第10日	12月9日	土		休 会
第11日	12月10日	日		休 会
第12日	12月11日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第13日	12月12日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	12月13日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	12月14日	木		予 備 日
第16日	12月15日	金	午前9時30分	予算決算委員会
第17日	12月16日	土		休 会
第18日	12月17日	日		休 会
第19日	12月18日	月		予 備 日
第20日	12月19日	火	午前10時	議会運営委員会
第21日	12月20日	水		休 会
第22日	12月21日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

11月17日(金) 午前10時 議会運営委員会

11月22日(水) 午前8時30分から午後5時まで 及び 11月24日(金) 午前8時30分から正午まで
一般質問通告受付

11月24日(金) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月28日(火) 午前10時 議会運営委員会

長久手市選挙管理委員会 委員及び補充員 候補者名簿

選挙管理委員会委員候補者（任期：令和5年12月22日～令和9年12月21日）

氏名	住所	備考
いとう かずまさ 伊藤 一正	長久手市■■■■	再任
いまがわ ちかこ 今川 稚佳子	長久手市■■■■	再任
てらしま かつひこ 寺島 勝彦	長久手市■■■■	再任
しとみ たかし 薮 隆司	長久手市■■■■■■■■■■	新任

選挙管理委員会補充員候補者（任期：令和5年12月22日～令和9年12月21日）

氏名	住所	備考	補充順位
きしがみ みえこ 岸上 美栄子	長久手市■■■■	再任	1
よしだ まさこ 吉田 政子	長久手市■■■■	再任	2
おおた えいこ 太田 栄子	長久手市■■■■■■■■■■	新任	3
てらしま あきひと 寺嶋 明人	長久手市■■■■	新任	4

令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年11月30日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 意見書の処理結果について
 - 2 議案の提出について
 - 3 監査結果について
 - 4 議員派遣の結果について
 - 5 議案説明員について
- 第4 議案第51号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第7号）から議案第60号長久手市都市公園の指定管理者の指定についてまで
（議案の上程、提案者の説明）
- 第5 議案第51号
（議案に対する質疑、委員会付託）
- 第6 長久手市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月1日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告に対する質疑
- 第2 議案第51号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第3 議案第52号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第8号）から議案
第60号まで
（議案に対する質疑、委員会付託）
- 第4 議員派遣の件

令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月11日(月)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月12日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年12月13日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年12月21日(木)午前10時開議

- 第1 議案第52号から議案第60号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第 5 1 号 令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 7 号）

総務くらし建設委員会

議案番号	件名
議案第56号	財産の買入れについて
議案第57号	リニモテラス公益施設及び長久手中央2号公園の指定管理者の指定について
議案第58号	尾張東部衛生組合格約の一部を変更する規約について
議案第60号	長久手市都市公園の指定管理者の指定について

教育福祉委員会

議案番号 件 名

議案第 5 5 号 長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第 5 9 号 市が洞保育園及び市が洞児童館の指定管理者の指定について

予算決算委員会

議案番号	件名
議案第52号	令和5年度長久手市一般会計補正予算（第8号）
議案第53号	令和5年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和5年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

長久手市条例第 号

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、長久手市議会議員（以下「議員」という。）が長久手市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における長久手市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなけ

ればならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による写しの交付の請求は、別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成及び送付に要する費用は、当該請求をした者の負担とし、次の表に定める額とする。

区分	単位	金額
手数料	—	無料
複写機により複写したもの(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき	白黒 10円 カラー50円
光ディスク(CD-R記憶容量700メガバイト)に複写したもの	1枚につき	70円

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年長久手市条例第○号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）により行わなければならない。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、長久手市の休日
を定める条例（平成元年長久手町条例第22号）第1条に規定する休日（次
項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期
限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項
において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日
をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、条例の公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年
度における請負から適用する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員

訂正届

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

長久手市議会議長 殿

氏名_____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

議会基本条例の検証 これからの予定 (案)

議会基本条例の研修(14条)

まず、条例に対する考えや、議会の基本理念、議員の活動原則に対し、個々に認識の差を埋めるため、議会活動の充実のために課題を整理する。

検証 見直し手続き (22条)

議会運営委員会の下部組織として「検証会議」設置し行う。
・メンバーは副議長を座長に各会派から各1名、無会派1名の8名体制。
・検証シートを採用し、再現性があり、公開できるものにする。

いなべ市議会 議会改革の手法を学ぶ

政策サイクルPDCAを回すことで 条例の目的を達成する

長久手市議会基本条例(目的)
第1条 この条例は、市民の代表としての長久手市議会(以下「議会」という。)の役割、議会及び長久手市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。

議会基本条例

Plan (計画) 現状課題 計画の策定

Do (実施) 所管事務調査 視察

Check (評価) 実施内容と 計画の比較

Action (改善) 改善事項 提言

政策サイクル

令和5年11月9日(木)
全員打合せ会資料

各会派の意見

令和5年11月7日議会運営委員会

(1) まず条例の中身について研修を行う。

…条例に対する考えや、議会の基本理念、議員の活動原則に対し、個々に認識の差を埋めるため。また、議会活動の充実のために課題を整理するため。

…1、2期生に対し、3期目以上が現状の認識について講師的役割を担う。条文ごとに担当制にする。

…全員参加で課題を整理できる話しあいが必要。オンラインの活用や3期目以上は任意参加。

(2) いなべ市議会の議会改革の手法を学ぶ機会が必要。

(3) 条例の検証は議会運営委員会の下部組織として「検証会議」を設置し行う。

…メンバーは副議長を座長に各会派から各1名、無会派1名の8名体制。

…検証シートを採用し、再現性があり、公開できるものにする。
(佐伯市、いなべ市ほか)

…PDCAをいかに回し、条例の目的を達成するかが重要。

※議長のリーダーシップのもと、研修と検証を進める。